

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

### 1 こども青少年局所管施設・事業等の開所状況

#### (1) 保育所・幼保連携型認定こども園等

(保育所(798)・幼保連携型認定こども園(36)・家庭的保育事業(30)・小規模保育事業(182)・事業所内保育事業(4)・横浜保育室(49))

保育所や幼保連携型認定こども園等に対して、2月28日に開園を依頼しており、3月13日現在、市内全園が開園しています。

#### (2) 幼稚園(233)、幼稚園型認定こども園(13)

- ・幼稚園・幼稚園型認定こども園 246園のうち、3月12日時点で96園が休園の届出をしています。
- ・私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育事業)の実施園に対しては、教育時間を休園する場合であっても、当該事業を継続していただくよう、2月28日に依頼しています。

#### (3) 放課後児童育成事業(566)

- ・放課後キッズクラブ(はまっ子ふれあいスクール含)については、学校の緊急受入れ時間終了後から、利用区分2の登録児童(主に留守家庭児童)のみを対象に全事業所(341箇所)が開所しています。
- ・放課後児童クラブについては、可能な範囲でより早い時間からの開所の検討を依頼し、全225クラブが、学校の緊急受入れ終了時間前から開所、うち201クラブが午前中から開所しています。

【3/11の利用状況】6,827人(571か所)〈特別支援学校はまっ子5か所を含む〉

	利用人数	実施箇所	休業前人数(2/25)	増減
放課後キッズクラブ	2,748人	全294か所	4,155人	▲33.9%
はまっ子ふれあいスクール	321人	全47か所	1,827人	▲82.4%
はまっ子ふれあいスクール(特別支援学校)	20人	全5か所	35人	▲42.9%
放課後児童クラブ	3,738人	全225か所	8,995人	▲58.4%

※放課後児童クラブの利用人数のうち、午前11時時点の利用人数は2,497人(195クラブ)

#### (4) 放課後等デイサービス(334) (障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上のために必要な訓練などを提供する事業)

- ・原則として開所するとともに、学校の長期休業中と同様にするなど可能な限り柔軟な対応としていただくよう2月28日に通知しています。
- ・3月3日時点の調査で、334事業所中3月9日までに回答があった128事業所すべてが開所しており、うち102事業所が「もともと午前中も開所」か「午前中に繰り上げて開所」しています。

#### (5) その他施設等

市の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針」を踏まえ、次の施設・事業については、3月31日まで閉館または一部閉館(相談事業等のみ実施)しています。

施設等	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜こども科学館、青少年野外活動センター等の青少年関連施設(全6か所)</li> <li>・青少年の地域活動拠点等(全7か所)</li> <li>・プレイパーク(全25か所)</li> </ul>	閉館 38か所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点(全23か所)</li> <li>・親と子のつどいの広場(全66か所)</li> <li>・地域ユースプラザ(全4か所)〈電話相談のみ〉</li> </ul>	一部閉館(相談等のみ実施) 93か所

## 2 保育・教育施設、放課後児童事業等に対する緊急対応策

### (1) サージカルマスクの配布

配布対象施設	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所などの児童福祉施設等 合計 2,323 施設・事業所
配布数	1 箱 (50 枚) / 施設・事業所
配布期間	3 月 13 日 (金) ~ 23 日 (月) まで (※土日を除く)
配布場所	施設・事業所が所在する区の区役所

### (2) 放課後児童クラブへの運営費補助

学校の臨時休業期間に午前中から開所するための経費を補助します (全額国費)。

内容	補助基準額 (上限)
学校の臨時休業期間の平日に午前中から開所するために必要な経費に対する補助	1 日あたり 30,200 円 (参加児童数 40 名まで) 参加児童数 41 人以上、40 名毎に 30,200 円増額
学校の臨時休業期間の平日の午前中に障害児を受入れるための職員を加配した場合の経費を補助	1 日あたり 6,000 円 (3 人以上の障害児の参加があり、更に加配した場合、1 日あたり 6,000 円を加算)

### (3) 児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援

児童福祉施設等が感染拡大防止に要した費用の補助、自治体による感染拡大に資する物品の配布等を行います (全額国費)。

【対象施設等】 保育・教育施設、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、児童養護施設、児童相談所一時保護所 等

【補助基準額】 50 万円 (上限)

## 3 乳幼児健康診査事業の再開

一時休止していた乳幼児健康診査事業 (4 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診) は、各区福祉保健センターにおいて感染防止対策を講じた上で 3 月 16 日 (月) から再開します。

#### 【再開の必要性】

- ・乳幼児健診は、その年齢・月齢に応じた成長・発達や健康状態の確認と、疾病や障害の早期発見をするとともに、育児の悩みなどのご相談に応じることによって、適切な養育を支援する重要な機会
- ・休止により、子どもの健やかな成長・発達の確保や養育支援に支障が生じるおそれがあること。
- ・休止期間の長期化により受診できない子どもがさらに増え、受診機会の確保がより困難となること。
- ・育児不安だけでなく、新型コロナウイルス感染症への不安が高まっており、相談への対応と正しい知識の啓発が必要なこと。

#### 《参考》乳幼児健康診査事業における感染防止対策

感染予防対策を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者へのマスク着用、手指消毒の協力依頼</li> <li>・会場のおもちゃ、絵本の撤去、子どもが触れやすい場所の適宜消毒</li> </ul>
風通しの悪い空間をつくらない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定時間ごとの会場の換気</li> </ul>
人が密集しないよう環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部屋の入室人数を予め決めた人数より超えないよう調整する</li> <li>・待合スペースを増やし一定以上の人がロビーにいないようにする</li> </ul>

※受診予定者に対して、「各区の健診会場では感染防止対策を講じていること」、また、「体調不良な時や受診することが不安な場合は受診日を延期できること」等を周知します。